

山形県「意欲と能力のある林業経営者」等公募・公表要領

令和元年 10 月 29 日

(趣旨)

第1 本県における森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）（以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定による民間事業者の公募・公表について、「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）及び「林業経営体の育成について」（平成 30 年 12 月 27 日付け 30 林政経第 408 号林野庁長官通知、以下「長官通知」という。）によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(民間事業者の定義)

第2 本要領の公募・公表の対象となる民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者であり、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(民間事業者の公募)

第3 知事は、県内において造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う民間事業者のうち、次の登録区分への登録を受けようとする民間事業者を公募する。

(1) 「意欲と能力のある林業経営者」

法第 36 条第 2 項の規定により公表する民間事業者

(2) 「意欲と能力のある林業経営者」へと育成を図る経営体（以下「育成経営体」という。）

長官通知 3（2）の規定により選定し、「意欲と能力のある林業経営者」へと育成を図る民間事業者

2 前項による公募は年に 1 回以上行うものとし、公募の期間は別に定めるものとする。

(公募の方法)

第4 第 3 の公募に申請しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した山形県林業経営体名簿への登録に係る登録申請書（様式 1）を知事に提出するものとする。

- ① 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地等）
- ② 経営管理実施権の設定を受けることを希望する地域
- ③ 組織に関する情報（役員数、職員数等）
- ④ 技能職員に関する情報

- ⑤ 雇用管理体制に関する情報（賃金形態、加入保険、退職金制度）
- ⑥ 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
- ⑦ 登録希望（意欲と能力のある林業経営者又は育成経営体）
- ⑧ 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- ⑨ 生産管理又は流通合理化の取組に関する情報
- ⑩ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- ⑪ 主伐後の再造林の確保に関する情報
- ⑫ 生産や造林・保育の実施体制に関する情報
- ⑬ 伐採・造林に関する行動規範の策定に関する情報
- ⑭ 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- ⑮ コンプライアンスの確保に関する情報
- ⑯ 常勤役員の設置に関する情報
- ⑰ 経理的な基礎に関する情報
- ⑱ その他知事が定める情報

2 前項の登録申請書には、次の①から⑩に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合は、同一事項で内容の変更のないものに係る①から⑦までの書類の提出を省略することができるものとする。

- ① 登記事項証明書（法人の場合）
- ② 住民票（個人の場合）
- ③ 納税証明書
- ④ 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- ⑤ 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- ⑥ 就業規則を制定している場合にあつては、その写し
- ⑦ 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書
- ⑧ 主伐後の再造林の確保に関して他の民間事業との連携協定、契約書等の写し
- ⑨ 実績を証する書類（造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡しが完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し。ただし、育成経営体の申請の場合は過去1年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し。）
- ⑩ ⑦において直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好でない場合にあつては、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書や県事業による経営改善指導結果等による今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが見込まれることを証明できる書類の写し
- ⑪ 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあつては、その写し

- 3 ⑨については申請の時点で実績がない場合、⑩については育成経営体の申請において1年以内に登録基準を満たすことが見込まれる場合は提出を要さない。
- 4 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容に関する情報提供を求めることができる。

(市町村の推薦)

- 第5 知事は、第4の登録申請書の公募の内容に関する情報を整理するとともに、登録申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する管内の市町村に、当該登録申請者に関する情報を様式3により提示するものとする。
- 2 市町村長は、知事から提示のあった登録申請者のうち、登録するにふさわしい者を山形県「意欲と能力のある林業経営者」市町村推薦書(様式4)により知事に推薦することができるものとする。

(登録の実施)

- 第6 知事は、第3により公募した登録申請者のうち、市町村長から推薦を受けた場合はその意向を踏まえた上で、申請内容が別記1に定める基準に適合すると認めるときは、林業経営体名簿(以下「名簿」という。)(様式5)に登録するものとする。
- 2 「意欲と能力のある林業経営者」の登録に申請した登録申請者について、「意欲と能力のある林業経営者」の基準には適合しないが、「育成経営体」の基準に適合する場合は「育成経営体」として登録するものとする。
 - 3 知事は前2項の規定により登録の可否を決定したときは、速やかにその旨を名簿登録通知(様式6)により当該登録申請者に通知するものとする。

(名簿の公表)

- 第7 知事は、第6の規定により登録を行ったときは、遅滞なく、名簿(様式5)を県ホームページ等において公表するものとする。
- 2 関係市町村への通知は、前項に定める名簿の公表をもって代えるものとする。

(登録の有効期限)

- 第8 第6の規定による登録の有効期間は登録年月日から5年間とする。ただし、生産量の増加又は生産性の向上についての目標が3年後の場合は3年間とする。ただし、名簿に登録された民間事業者(以下「登録経営体」という。)が第4第2項により記載及び提出を省略して登録を行った認定事業主である場合の期限は、当該認定を受けた改善計画の終期とする。
- 2 登録の有効期間満了後、引き続き「意欲と能力のある林業経営者」として登録を受けようとする登録経営体は、登録の更新を受けることができるものとする。更新は第4か

ら第6の手続きによる。

(変更の届け出)

- 第9 登録経営体は、第4第1項①の基本情報に変更があった場合は、速やかに知事に名簿変更届出書(様式7)を提出しなければならない。
- 2 登録経営体は、第4第1項②から⑱に定める情報に変更があり、直近の内容に変更したい場合は、知事に名簿変更届出書(様式7)を提出することができる。
- 3 知事は、第1項又は第2項の規定による変更の届出があり、その内容が別記1に定める基準に適合すると認められるときは、その届出に基づき名簿(様式5)を更新するものとする。また、登録区分の変更が伴う場合には第5の規定を準用するものとする。
- 4 知事は、前項に定める登録区分の変更をしたときは、速やかにその旨を名簿登録通知書(様式6)により当該登録経営体に通知するとともに、遅滞なく、更新した名簿を県ホームページ等において公表するものとする。

(状況報告)

- 第10 登録経営体は、登録の有効期限内において、第4の登録申請書(様式1)に記載した目標に対する毎事業年度の実施状況について、状況報告書(様式8)により毎年事業の終了後、3カ月を超えない日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は前項の内容を確認し、必要に応じて登録経営体へ改善指導を行うことができるものとする。

(登録の取消)

- 第11 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。
- (1) 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 登録経営体から申出があった場合
 - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - (4) 登録経営体が別記1の基準に適合しなくなった場合
 - (5) その他経営管理実施権の行使等にあたり不正の行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合
- 2 知事は前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、速やかに、その旨を名簿取消通知書(様式9)により当該登録経営体に通知するものとする。ただし、前項の(1)に該当する場合にあってはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、関係する市町村にその旨を通知するとともに、名簿(様式5)を更新し、県ホームページ等において公表

するものとする。

(書類の提出)

第 12 登録申請者が知事に対して行う書類の提出は、登録申請者の主たる事務所の所在地を所管する総合支庁に正副 2 部を別に定める期間内に提出するものとする。なお、主たる事業所が山形県外にある登録申請者にあつては、県内の主たる事業区域の所在地を所管する総合支庁に正副 2 部を別に定める期間内に提出するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合にはこの限りではない。

2 登録経営体が知事に対して行う書類の提出は、前項に準じるものとする。

3 第 5 第 2 項による書類の提出は、所管する総合支庁に正副 2 部を別に定める期間内に提出するものとする。

4 総合支庁長は前各項により提出のあつた場合、1 部を農林水産部長あて提出するものとする。

附則

1 この要領は令和元年度から施行する。